

出席停止の基準一覧

学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」が定められています。
 学校は感染症が流行しやすい集団生活の場です。出席停止の措置は、り患した児童・生徒が早期に回復するためと、他の児童・生徒への蔓延を防ぐのを目的としています。

病名	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで